

【家庭保存用】

端末番号

3年生保護者様

令和2年12月3日

世田谷区教育委員会

学習用タブレット端末の利用についての確認書

この度、世田谷区教育委員会では国のG I G Aスクール構想を受けまして、「中学校生徒に一人一台」のタブレット端末を配布いたします。子どもたちが協働的に学び、自ら考え、表現するために使用するものです。つきましては、以下の内容をご確認いただきご署名の上、学校にご提出をお願いいたします。

記

1 配布物

- ①タブレット一式【iPad・ACアダプタ（充電ケーブル）・キーボード付きカバー】
- ②学習用タブレット端末 利用マニュアル
- ③学習用タブレット端末の利用について～児童・生徒の皆さんへ～
- ④学習用タブレット端末の利用について～保護者の皆様へ～
- ⑤学習用タブレット端末の利用についての確認書（本紙）

※詳しい取組内容につきましては、世田谷区のホームページでもご覧になれます。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujii/kodomo/005/d00188984.html>



2 使用方法について

- (1) 本来は、学校やご家庭での学習や学校と家庭との連絡等に活用するものですが、校内のネットワーク環境が整っていないため、3年生につきましては基本的にはご家庭での学習に活用してください。
- (2) 主に調べ学習や学習支援コンテンツ（文科省や都教委など）、e-ラーニング等で活用ください。
- (3) 新型コロナウイルス対応関連による出席停止期間等の場合の学習保障や家庭連絡にも活用します。

3 使用する際のご家庭へのお願い

- (1) あくまで、学習活用としてのタブレット端末ですので、有効に活用できますようにご家庭でもご指導いただきますようお願いいたします。
- (2) 情報モラルについては学校でも学びますが、自分も他人も傷付くことがないようご家庭でもお話し下さい。
- (3) お子さんの健康を守るために、長時間利用とならないように見守りをお願いいたします。
- (4) ご家庭で使用する際、ご家庭のインターネット接続回線を使わせていただきますのでご協力をお願いします。また、ご家庭での充電にもご協力いただきますようお願いいたします。

4 管理について

- (1) 故障や破損があれば速やかに学校にお知らせください。
- (2) タブレット端末は、子どもたちに貸与しているものです。卒業の際には、タブレット・キーボード・ACアダプタ（充電ケーブル）を元の状態にしてご返却ください。また、転校する際も、ご返却ください。
- (3) 次に使うお子さんが気持ちよく使えるよう大切に扱うようお願いいたします。

※ご署名の上、学校にご提出ください。  12月11日（金）締切

切り取り

【学校保存用】

上記の内容を確認の上、タブレット端末を受領しました

令和 年 月 日

所属：世田谷区立駒沢中学校

年 組 生徒名：

保護者署名：

端末番号